様式第3号（第3条関係）

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

（年度）双水企公開第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

双葉地方水道企業団

企業長　　　　　　　　　　　　 印

年　　月　　日付けで請求のありました公文書の開示については、双葉地方水道企業団情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の件名 |  |
| 開示しない理由 | 双葉地方水道企業団情報公開条例第6条第　号該当 |
| 開示することができるようになる期日 | 年　　月　　日 |
| 窓口 | 課　係　電話番号（　）　－　（内線　） |
| 公文書保有課 | 課　係　電話番号（　）　－　（内線　） |

注

1. この決定について不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、双葉地方水道企業団企業長に対して異議申立てをすることができます。
2. 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合は、記載された期日以降に改めて公文書の開示を請求してください。